

レンタル契約書

借主 _____ (以下、「甲」という)と、有限会社 タクマ工業 (以下、「乙」という)は、乙の所有するゲーム機等 (以下、「本ゲーム機等」という)に関して、以下の通り賃貸借契約を締結した。

第1条 (目的)

乙は甲に対し本ゲーム機等を貸出し、これを使用し収益させることを約し、甲はこれを借受け、甲・乙各々本契約の定めに従うことを約した。

第2条 (設置場所)

乙は、本ゲーム機等を甲が経営し、かつ甲の指定する店舗に設置するものとする。

第3条 (善管義務)

甲は、本ゲーム機等を善良なる管理者としての注意義務をもって使用、管理し、第三者による乙の所有権の侵害を防止するものとする。

第4条 (費用)

1. 乙は本ゲーム機等の輸送、設置、交換等に要する費用ならびに甲の通常使用によって生じた本ゲーム機等の故障修理費用を負担するものとする。
2. 甲は本ゲーム機等の使用、管理に要する費用を負担するものとする。

第5条 (善管義務違反)

甲は、甲もしくはその使用人が故意または過失によって、あるいは甲が第3条に定めた管理義務を怠ったために、乙の所有する本ゲーム機を損傷、滅失が生じた場合は損害を賠償するものとする。

第6条 (売上金の分配)

1. 乙は毎月一回以上、本ゲーム機等の売上金を乙の集金日において計算し、下記の分配率に従って、甲・乙各々に分配するものとする。この乙の集金日については、事前に甲に連絡しなければならない。また、乙が本ゲーム機等の設置場所に赴き、メーターの確認をした場合、甲はメーター確認に立ち会い、協力するものとする。
2. 売上金分配率は、甲 ___ % に対して、乙 ___ % とする。
3. 但し、甲の景品仕入分については、甲の分配内に含むものとする。

第7条 (契約期間)

1. 契約期間は、平成 年 月 日より、平成 年 月 日までとする。
但し、契約満了日の1ヶ月前までに、甲または乙から本ゲーム機の撤去申し出がない限り、本契約は向こう1年間自動的に更新するものとする。以後の更新においても同様とする。
2. 契約期間中であっても、甲・乙協議の上、合意した場合は、本契約を解除できるものとする。
尚、甲・乙それぞれの理由によって契約解除する場合は、1ヶ月前の予告を必要とする。

第8条（禁止事項）

甲は、本契約期間中に下記の行為を行ってはならない。

- (1) 乙の事前承認なしに、本ゲーム機等の設置場所を指定の店舗以外に移転させる行為。
- (2) 本ゲーム機等が乙の所有であることを表示した添付シール等を毀損する行為。
- (3) 本ゲーム機等の原状を変更したり、他に、売却、譲渡、貸与、または担保の目的に供する等々、乙の権利を侵害する行為。
- (4) 乙以外の第三者を通して、同種機械の設置を認める行為。
- (5) 関係法令を遵守すべく、景品交換における換金行為。

第9条（通知義務）

甲は、下記の場合、事前または事案発生後、直ちに乙に連絡するものとする。

- (1) 改装、その他の都合で、定期的な休業日以外の日に10日以上休業するとき、または営業を廃止するとき。
- (2) 店舗事務所等を変更するとき。
- (3) 法人の場合、代表者、商号、本店所在地等を変更する場合、または解散する場合。
- (4) 手形、または小切手の不渡りを出した場合。
- (5) 第三者が本ゲーム機等に対して、差押え等の強制執行または無断で搬出する等、乙の所有権を侵害し、またはその疑いのある場合。尚、この場合、甲は本ゲーム機等が乙の所有であることを契約書提示等により証明し、本ゲーム機等を保全しなくてはならない。

第10条（契約の解除）

1. 甲および乙は、相手方に下記の事由が発生した場合、何ら催告をすることなく本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別精算手続開始の申し立てがあったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 仮差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (4) 住所、連絡先の変更の届出を怠るなど、その責に帰すべき事由により、所在が不明となったとき。
2. 甲および乙は、相手方に下記の事由が発生した場合、相当な期間を定めて催告をした後、なおもかかる不履行が是正されないときは、本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 相手方がその責に帰すべき事由により本契約の債務を履行しないとき。
 - (2) 甲の不定期な休業が常態化したとき。
 - (3) 甲の営業内容が公序良俗に反するとの風評があり、その信頼関係を著しく毀損するとき。
 - (4) 本ゲーム機等レンタル料総額が、乙のメンテナンス経費を3ヶ月連続して下回るとき。

第11条（損害賠償）

甲および乙は、本契約の違反により、損害を被ったときは、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

第12条（地位の譲渡および担保提供）

甲および乙は、本契約上の地位および本契約に基づく一切の権利、義務を、第三者に譲渡し、もしくは担保の目的に供してはならない。

第13条（相殺予約）

甲が乙に対する金銭債権を有するときは、甲は乙に対する金銭債務と対等額で相殺することができる。

第14条（守秘義務）

1. 甲および乙は、本契約の内容を第三者に漏洩し、また本契約上の業務遂行の過程で知り得た相手方の営業秘密を自己または第三者のために利用してはならない。
2. 前項の定めは、本契約終了後も同様とする。
3. 本条の規定にかかわらず、官公署の法的根拠を有する捜査・調査等の場合にはこれに優先する。

第15条（メンテナンス）

1. 乙は、甲より本ゲーム機等の故障の連絡を受けた場合、1週間以内に復旧に努めなくてはならない。
2. 乙は、甲に本ゲーム機等の鍵を預け、トラブル等に甲が迅速に対応できるようにする。

第16条（管轄合意）

本契約に関する訴訟、及び調停の管轄は乙の本店所在地を管轄する裁判所とする。

第17条（疑念解決）

本契約に定めのない事項、及び本契約の規定に関して生じた疑義については、双方信義則に基づき協議解決するものとする。また、協議が調わないときは、民法等法令の規定に従うものとする。

本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印の上、甲・乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲：住所

社名

代表者

印

乙：住所 〒326-0332 栃木県足利市福富新町 2554

社名 有限会社 タクマ工業

代表者 代表取締役 九原 琢磨

印